

# 第243回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

1 日 時 令和4年9月13日（火）  
午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階  
海区委員会室

## 3 議 題

(1) 漁業許可の公示について

(2) さかなかご漁業の取扱いについて

(3) 漁業法90条に基づく資源管理の状況等の報告について

(4) その他

海区委員会資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和4年9月6日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網漁業	2隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網漁業: 5月1日から9月30日まで	なし
刺網漁業	4隻					すずき流網漁業: 4月1日から12月31日まで	
ひきなわ漁業	2隻					一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	
あなごかご漁業	5隻					8月1日から2月15日まで	
						周年	

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1ヵ月間

刺網漁業以外: 公示日から2ヵ月間

## さかなかご漁業に関する委員会指示の経緯等について

### 1 経緯

平成5年頃から、ガシラ、メバル、アイナメ、タコ等を漁獲対象とした直径2～3メートルの円筒形の「さかなかご」が、大阪府南部から始まり中北部へと広がった。(1辺が2～3メートルの角型のものも使用されていた。)

### 2 漁業調整上の問題点

- (1) かごが重くウインチがないと容易に揚げられないため、他種漁業（主に刺し網、流し網）と交錯した場合に網の破損を招く。
- (2) 港内において船舶の航行、繫留の支障となる。
- (3) 長期間かごを揚げない漁法のため、定置漁業的な性質を持つ。

### 3 委員会指示とした当初の理由

- (1) 大型のさかなかごは、漁業調整、資源管理の面から規制の対象とすべきである。
- (2) 規制するにあたり、操業実態、資源に与える影響、規制する漁具の客観的な理論付けが必要であるため、まずは、組合指導、委員会指示を行うのが望ましい。

### 4 委員会指示の内容

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

### 5 委員会指示の期間

第1回指示発動 → 平成6年10月1日から平成7年9月30日まで  
以後、1年ごとに更新中

※ アナゴやイカを対象とした「かご漁業」は、知事許可漁業であるが、ガシラやメバル等の根付きの魚を対象とした「さかなかご」漁業は自由漁業であるため、使用漁具や操業場所等に制限がない。

(案)

大阪海区漁業調整委員会指示第29号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、大阪府地先水面における「さかなかご漁業」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

令和4年9月〇〇日

（日付は大阪府公報掲載日とします（令和4年9月27日の予定））

大阪海区漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 指示の種類

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

2 漁具の制限

さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、かごの長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大長径）が1メートルを超えるものを使用してはならない。

3 操業場所の制限

上記2の制限内の漁具であっても、さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、次の各号に掲げる各漁業協同組合沿岸部での操業に限る。

- (1) 共同漁業権を有する漁業協同組合の者については、所属漁業協同組合の共同漁業権区域内
- (2) (1)以外の漁業協同組合の者については、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所

4 指示の期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

(案)

大阪海区漁業調整委員会

## さかなかご漁業の漁具について

さかなかご漁業の取扱いにつきましては、平成6年から委員会指示を発動し、資源と操業秩序の維持に努めてまいったところであります。今年も昨年に引き続き、別添の大阪海区漁業調整委員会公告第1号において委員会指示を出しております。

つきましては、この委員会指示を十分ご理解いただき、将来とも安定した漁業が営まれるよう努めてください。

また、委員会指示以外に資源保護や漁業調整の観点から下記の点に留意していただきますようお願いいたします。

- さかなかごの網目は、10節以上の大きな目合いの網を使いましょう。
- かごの数についても、資源保護に配慮した数となるように努めましょう。
- 操業に当たっては、他業種の操業を妨げないよう、お互いに話し合い、自主調整に努めましょう。

大阪海区漁業調整委員会公告第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、大阪府地先海面における「さかなかご漁業」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

令和4年9月 日

大阪海区漁業調整委員会  
会長 今井 一郎

1 指示の種類

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

2 漁具の制限

さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、かごの長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大長径）が1メートルを超えるものを使用してはならない。

3 操業場所の制限

上記2の制限内の漁具であっても、さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、次の各号に掲げる各漁業協同組合沿岸部での操業に限る。

(1) 共同漁業権を有する漁業協同組合の者については、所属漁業協同組合の共同漁業権区域内

(2) (1)以外の漁業協同組合の者については、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所

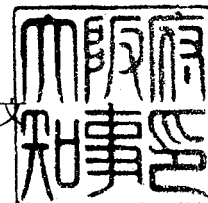
4 指示の有効期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

水 第1861号  
令和4年9月12日

大阪海区漁業調整委員会  
会 長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



令和2年及び令和3年の資源管理の状況等の報告について（報告）

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、同条第2項の規定により報告します。

（担 当）

環境農林水産部水産課

指導・調整グループ 久保 佳洋

電話 06-6210-9613（直通）

FAX 06-6210-9611

E-mail KuboYos@mbx.pref.osaka.lg.jp

## 漁業権に係る資源管理状況等の報告について（令和2年・令和3年）

### 1 資源管理状況等の報告

- ・漁業法（以下「法」という。）第90条第1項及び漁業法施行規則（以下「省令」という。）第28条第1項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告する必要がある。
- ・また、法第90条第2項及び省令第28条第3項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告する必要がある。

### 2 報告方法

- ・対象期間 令和2年12月及び令和3年1月～12月
- ・報告方法 規定の様式による
- ・報告内容 主に以下の項目について報告
  - (1) 資源管理に関する取組の実施状況
  - (2) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
  - (3) 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

### 3 報告結果（令和2年12月～令和3年12月）

#### (1) 資源管理に関する取組の実施状況

##### ①共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組等

各漁場においては、水産技術センターと協力し、稚魚の放流や産卵場の整備、小型魚の再放流などの取り組みが実施されている。

##### ②その他の取組

各漁場において、港内・海岸の清掃活動や漁場の生産力向上を目的とした海底耕耘などが実施されている。

#### (2) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

えむしやおごり等の海藻類を中心とした一部の共同漁業権漁場において、新型コロナウイルスや経済的価値の低下等の影響から、十分に活用されていない漁場もあり、



今後、行使状況について指導していく必要がある。

築いそ漁業権については、近接する漁場の活用状況を個別に把握することは難しい状況であった。

- (3) 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況一部に十分に活用されていない区画漁業権漁場があると考えられることから、漁場の活用等や行使状況について指導していく必要がある。

## 意見

ヒアリング等の結果から、全ての漁業権者は、概ね漁場を有効に活用していると考えられる。

ただし、えむしや藻類等で経済的価値の低下等により行使者が減少しているものもみられること、また区画漁業権漁場ではコロナ等の影響もあり、当該年は養殖が実施されていない漁場もあったことから、今後の活用状況を注視し、令和5年に予定されている区画漁業権更新の必要性等について見極めていく必要がある。